

第1章 課題解決のための支援

児童生徒の健康問題を発見・対応する際に、保健室だけで解決しようと児童生徒等に対応することは、保健室で児童生徒を抱え込むことになり、健康問題の解決には結びつきません。

第1章では、学校保健の基本的事項の保健管理・保健教育・健康相談・保健室経営・保健組織活動を行う上で、持ちたい視点について説明し、心の健康問題（不登校や保健室登校等）に対応するために必要な健康観察と健康相談の目的及び法的位置づけについて確認します。

1 学校保健の5つの目

健康課題を解決するためには、広い視野を持ちながら、児童生徒の背景を理解し対応することが必要です。そのためには次の「5つの目」^{*1}を持ち、保健室経営を行うと、課題解決のための対応と連携が理解しやすくなります。



平成22年度全国養護教諭研究大会シンポジウム
順天堂大学教授 鳥内憲夫先生の資料一部改変

- ①バース・アイ（鳥の目）
校長の目 教育委員会の目
学校経営の力
- ②アント・アイ（虫の目）
養護教諭の目 保健室経営の力
- ③アウトサイダース・アイ（外の目）
医師会・歯科医師会・薬剤師会他地域の目
校外連携の力
- ④インサイダース・アイ（内の目）
教職員の目 校内連携の力
- ⑤ハートフル・アイ（心の目）
養護教諭としての哲学・倫理観・人間力

児童生徒の健康問題に対応する際の基本的素養として「心の目」を持ち児童生徒に寄り添うことが大切です。

その上で「鳥の目」で学校の動きや地域を見渡し、学校教育目標と学校保健のつながりや、児童生徒の生活環境の背景等を確認します。

そして、「虫の目」で丁寧な観察、細やかな対応を行いながら児童生徒一人ひとりの生活感覚や思いを共有し受け止めることにより、その児童生徒の健康づくりに結び付けるための支援が明らかになります。それが保健管理と保健教育につながります。

また、「虫の目」と「内の目」を同時に持つことで保健管理と保健教育、健康相談が実施でき、「外の目」と「内の目」を同時に持つことで保健組織活動が進みます。この視点を持った上で連携のコーディネートをすることが必要です。

「心の目」と「虫の目」で発見した健康課題を解決するために、保健室からの発信を行い、「鳥の目」、「外の目」、「内の目」を使って連携しながら健康問題の解決に取り組みましょう。

*1「5つの目」は順天堂大学教授の鳥内憲夫（先生）の提言

II 健康観察

健康観察は、日常的に子どもの健康状態を観察し、心身の健康問題を早期に発見して適切な対応を図ることによって、学校における教育活動を円滑に進めるために行われる重要な活動です。

学級担任等により行われる朝の健康観察を始め、学校生活全般を通して健康観察を行うことは、体調不良のみならず心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校、虐待や精神疾患など、子どもの心の健康問題の早期発見・早期対応にもつながることから、その重要性は増してきています。

健康観察の目的は、次のとおりです。

- ① 子どもの心身の健康問題の早期発見・早期対応を図る。
- ② 感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る。
- ③ 日々の継続的な実施によって、子どもに自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力の育成を図る。
文部科学省「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題の対応」

機会を逃さず問題に気付き、対応することが必要です。「いつもと違う・・・」という教職員一人一人の気づきが健康観察では大切です。

健康観察で大切にしたい視点

- ♥ 子どもたちの心と身体をしっかり見つめ、小さな変化も見逃さない。
- ♥ 緊急時には、校内連携ですばやく、的確に対応。



III 健康相談

学校における健康相談の目的は、児童生徒の心身の健康に関する問題について、児童生徒や保護者等に対して、関係者が連携し、相談等を通して問題の解決を図り、学校生活によりよく適応していけるように支援していくことです。具体的には、児童生徒や保護者等からの相談希望、健康観察や保健室での対応等から健康相談が必要と判断された児童生徒に対し、心身の健康問題の背景（問題の本質）にあるものを的確にとらえ、相談等を通して支援することです。また、一对一の相談に限定されるものではなく、関係者の連携のもと教育活動のあらゆる機会を捉えて、健康相談における配慮が生かされるようにすることも大切です。

学校保健安全法（平成20年6月18日公布、平成21年4月1日施行）

（保健室）

第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

（健康相談）

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

（保健指導）

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

（地域の医療機関等との連携）

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。